

会員に対する処分及び勧告について

本協会は、本日、本協会の会員である株式会社TONKに対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分及び同第16条に基づく勧告を行いました。

記

1. 処分内容及びその理由等

(1) 処分内容

過怠金500万円の賦課

(2) 処分の対象となる行為

平成21年3月17日現在、同社の自己資本規制比率は、120%を下回り、純財産額は5千万円を下回る状況となっていた。

また、平成20年3月に本協会から過怠金500万円を賦課する処分を受け、納入期限が過ぎているにもかかわらず当該過怠金が未納入となっている。

(3) 処分の理由

同社の行為は、金融商品取引法第46条の6第2項に違反し、同法第52条第1項第3号に該当し、また、定款第19条第1項第1号及び同第3号の規定に該当すると認められること。

2. 勧告内容

定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理体制の充実、強化の徹底を勧告

以 上